

昭和四十五年十月三十一日千葉県指令第二一六〇号

四市複合事務組合同規約

(組合の名称)

第一条 この組合は、四市複合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市（以下「関係市」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第三条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- 一 特別養護老人ホーム三山園の設置及び整備に関すること。
- 二 特別養護老人ホーム三山園の管理及び運営に関すること。
- 三 斎場の施設の設置及び整備に関すること。
- 四 斎場の管理及び運営に関すること。

(事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、船橋市本町二丁目七番八号に置く。

(組合の議会)

第五条 組合に議会を置く。

(議員の定数及び選出方法)

第六条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は十三人とし、次のとおり関係市から選出する。

- 一 船橋市 五人
- 二 習志野市 三人
- 三 八千代市 三人
- 四 鎌ヶ谷市 二人

2 組合議員は、関係市の長の職にある者及び関係市のそれぞれの議会の議員の中から選挙された者をもつて充てる。

(組合議員の任期及び失職)

第七条 組合議員の任期は、関係市の長又は関係市の議会の議員の任期による。ただし、組合議員が関係市の長又は議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。

- 2 組合議員に欠員を生じたときは、第九条第三項の規定により欠員を生じたときを除き、その議員の属する関係市において補欠選挙を行わなければならない。
- 3 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第八条 組合の議会（以下「組合議会」という。）は、組合議員の中から議長及び副議長各一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任方法)

第九条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各一人を置く。

- 2 管理者は、組合議会において関係市の長の中から選挙する。
- 3 前項の規定により管理者に選任された関係市の長は、組合議会の議員を辞任したものとみなす。
- 4 副管理者及び会計管理者は、組合の事務所の所在する関係市の副市長（副市長が二人以上あるときは、管理者が指定する副市長）及び会計管理者をもつて充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第十条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長又は副市長の任期による。

(監査委員)

第十一条 組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、組合議員及び人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から各一人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は、四年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第十二条 第九条に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(組合経費の支弁の方法)

第十三条 組合の経費は、関係市の分賦金、負担金、補助金及びその他の収入をもつて充てる。

2 前項の分賦金の割合は、次の割合をもつて関係市で負担する。

一 第三条第一号及び第三号に掲げる事務に要する経費

均等割三割

人口割七割

二 第三条第二号に掲げる事務に要する経費

均等割三割

人口割四割

入所者割三割

三 第三条第四号に掲げる事務に要する経費

均等割三割

人口割三割

利用者割四割

3 前項の人口及び入所者は、当該年度の初日の属する年の前年の十月一日現在の数により、利用者は、当該年度の前前年度の火葬体数（改葬の数を除く。）によるものとする。

(分賦金の納入)

第十四条 前条の分賦金は、管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

附 則

1 この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

2 第十四条第二項第二号の規定にかかわらず、昭和四十七年度分分賦金の割合は、均等割三割、人口割七割とする。

附 則（昭和四十六年十一月四日千葉県指令第二二九六号）

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行し、昭和四十六年九月一日から適用する。

附 則（昭和五二年四月一日千葉県指令第一〇七一号）

(施行期日)

1 この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

(経過措置)

2 組合は、昭和五十二年三月三十一日をもつて解散する船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市伝染病予防組合の事務を承継する。

附 則（昭和五四年五月一九日千葉県指令第五〇五号）

(施行期日)

1 この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の四市複合事務組合同規約第十四条第二項第三号の規定にかかわらず、昭和五十四年度及び昭和五十五年における同号の分賦金の割合は、均等割三割、人口割七割とする。

附 則（平成五年二月一日千葉県指令第一八号）

(施行期日)

1 この規約は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する知識経験を有する者の中から選任された監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の四市複合事務組規約第十一条第二項の規定により人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から選任された監査委員とみなす。

3 平成五年度及び平成六年度の習志野市の分賦金の算定に係る利用者の数については、関係市の協議により定める。

附 則（平成一一年一月二一日千葉県指令第一六号）

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年九月一六日千葉県指令第一六号）

（施行期日）

1 この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

（経過措置）

2 組合は、この規約による改正後の規約第三条の規定にかかわらず、平成十一年度に限り、この規約による改正前の規約第三条第三号及び第四号の事務の廃止に伴い、必要となる事務を行うことができる。

附 則（平成一九年三月二九日千葉縣市指令第九五号）

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、四市複合事務組規約（昭和45年千葉県指令第2160号）第3条第1号及び第2号の規定に基づき、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3及び第20条の5並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第87条に規定する特別養護老人ホームの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 組合は、特別養護老人ホームを設置する。

2 特別養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 四市複合事務組合特別養護老人ホーム 三山園

(2) 位置 船橋市三山2丁目3番2号

(入所定員)

第3条 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園（以下「三山園」という。）の入所定員は、次のとおりとする。

(1) 長期入所者 100人

(2) 短期入所者 20人

(入所資格)

第4条 三山園に入所できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 長期入所者 老人福祉法第20条の5に該当する者

(2) 短期入所者 老人福祉法第20条の3に該当する者

(利用者負担)

第5条 三山園に入所する者の費用負担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 長期入所者 介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同項に規定する厚生労働省令で定める費用のうち食事の提供に要する費用及び居住に要する費用で管理者が定める額若しくは同法第51条の3第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の範囲内で管理者が定める額又は介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同項に規定する厚生労働省令で定める費用のうち食事の提供に要する費用及び居住に要する費用で管理者が定める額若しくは同条第5項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の範囲内で管理者が定める額

(2) 短期入所者 介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同号に規定する厚生労働省令で定める費用のうち食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用で管理者が定める額若しくは同法第51条の3第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の範囲内で管理者が定める額又は同法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同号に規定する厚生労働省令で定める費用のうち食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用で管理者が定める額若しくは同法第61条の3第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の範囲内で管理者が定める額

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市老人福祉施設組合特別養護老人ホーム条例の廃止)

2 船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市老人福祉施設組合特別養護老人ホーム条例（昭和47年船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市老人福祉施設組合条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和53年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年2月1日から適用する。

附 則（平成11年2月18日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月17日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月19日条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後の入所に係る費用負担について適用し、同日前の入所に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月5日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園条例（昭和52年四市複合事務組合条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園（以下「三山園」という。）に、次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 施設長
- (3) ショートステイ管理者
- (4) 事務員
- (5) 介護支援専門員
- (6) 生活相談員
- (7) 看護職員
- (8) 機能訓練指導員
- (9) 管理栄養士
- (10) 介護職員
- (11) 業務員
- (12) 医師
- (13) その他必要な職員

(職務)

第3条 園長は特別養護老人ホーム三山園、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「施設等」という。）の経営及び事業運営を行うため所属職員を指揮監督し、施設長及びショートステイ管理者（以下「施設長等」という。）は、園長の命を受け、施設等の職員の管理及び業務の管理を行う。

2 職員は、園長及び施設長等の命を受け、それぞれ次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務員 三山園の庶務に関すること。
- (2) 介護支援専門員 施設サービス計画及び短期入所生活介護計画の作成に関すること。
- (3) 生活相談員 入退所に係る調整及び処遇計画に関すること。
- (4) 看護職員 看護及び健康管理に関すること。
- (5) 機能訓練指導員 機能訓練に関すること。
- (6) 管理栄養士 食事の提供及び栄養管理に関すること。
- (7) 介護職員 自立支援及び日常生活の介護に関すること。
- (8) 業務員 施設の維持管理に関すること。
- (9) 医師 医療及び健康管理に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める職務

(居室の入居定数)

第4条 居室の入居定数は、4人以下とする。

(入所の手続)

第5条 条例第4条各号のいずれかに該当する者が三山園に入所しようとするときは、あらかじめ入所に関する申込書又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号及び第11条第1項第2号の措置を行う市町村ごとに定める依頼書を管理者に提出しなければならない。

(利用者負担金の算定及び納付)

第6条 条例第5条第1号及び第2号の三山園に入所する者の費用負担（以下「利用負担金」という。）は、1月ごとに算定するものとし、管理者が指定する期日までに納付しなければならない。

(生活指導)

第7条 施設長等は、入所者と常に親密に接するとともに、次に掲げる事項について必要な場合は、

入所者を指導することができる。

- (1) 相互扶助の共同生活をする事。
- (2) 入所者個々の性質の相違を互いに協調し合い、全体としての起居を快適とすること。
- (3) 清潔及び節制に沿った生活をする事。

(日課)

第8条 入所者は、施設長等が定める日課表に従い、日常生活を行うものとする。ただし、特別の理由により施設長等が認めた場合は、この限りでない。

(物品の貸与)

第9条 施設長等は、必要に応じ寝具、その他の物品を貸与することができる。

(入所者の処遇等の実施)

第10条 三山園は、老人福祉法第17条第1項の規定に基づく船橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第53号。以下「船橋市特別養護老人ホームに関する基準条例」という。）に基づき、三山園入所者の処遇を実施するものとする。

2 三山園は、介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第1項及び第2項の規定に基づく船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第58号。以下「船橋市指定介護老人福祉施設に関する基準条例」という。）に基づき、指定介護福祉施設サービスを実施するものとする。

3 三山園は、介護保険法第74条第1項及び第2項の規定に基づく船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第60号。以下「船橋市指定居宅サービス等に関する基準条例」という。）に基づき、短期入所生活介護に係る指定居宅サービスを実施するものとする。

4 三山園は、介護保険法第115条の4第1項及び第2項の規定に基づく船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第61号。以下「船橋市指定介護予防サービス等に関する基準条例」という。）に基づき、介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービスを実施するものとする。

(運営規程)

第11条 船橋市特別養護老人ホームに関する基準条例第8条、船橋市指定介護老人福祉施設に関する基準条例第29条、船橋市指定居宅サービス等に関する基準条例第164条及び船橋市指定介護予防サービス等に関する基準条例第139条に基づく三山園の運営規程は、管理者が別に定めるものとする。

(入退所)

第12条 施設長等は、第5条に規定するもののほか、三山園の入所予定者の入所又は入所者の退所の際には、船橋市特別養護老人ホームに関する基準条例第14条及び船橋市指定介護老人福祉施設に関する基準条例第11条から第13条までに基づき措置するとともに、入退所者について管理者に報告しなければならない。

(災害対策)

第13条 施設長等は、災害の防止を図り、及び入所者の安全を守るため具体的な防災計画を作成するとともに、防災施設等の点検並びに避難救出訓練を定期的実施しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、三山園の管理及び運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に三山園に入所する者に係る改正後の第5条第1項の申込については、これを省略することができる。

附 則（平成14年3月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第2号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第1号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第15号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三山園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園条例施行規則（平成12年四市複合事務組合規則第2号。以下「施行規則」という。）第11条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三山園（以下「三山園」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 四市複合事務組合が設置及び管理する三山園は、指定介護老人福祉施設の事業の適正な運営をもって、三山園に入所する要介護者（以下「入所者」という。）に対し、適正な指定介護福祉施設サービス（以下「施設介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

(基本方針)

第3条 指定介護福祉施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護並びに相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設介護サービスを提供する。

3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設及びその他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 三山園に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

職種	人員	職務内容
園長	1人	三山園の経営及び事業運営
施設長	1人	三山園の職員の管理及び業務の管理
医師（嘱託）	1人以上	入所者の医療及び健康管理
介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画の作成等
生活相談員	1人以上	三山園の入退所に係る調整及び処遇計画並びに入所者の生活相談
看護職員	4人以上	入所者の看護及び健康管理
介護職員	36人以上	入所者の自立支援及び日常生活の介護
管理栄養士	1人以上	入所者の栄養管理
機能訓練指導員	1人以上	入所者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練
事務員	1人以上	必要な事務
業務員	1人以上	施設管理及び運転等

(入所定員)

第5条 三山園の入所定員は、100人とする。

(定員の厳守)

第6条 三山園は、前条の入所定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(施設介護サービスの内容及び利用料)

第7条 施設介護サービスの内容は、次の各号に掲げるとおりとし、当該サービスを提供した場合の利用料（施行規則第6条の利用負担金をいう。以下同じ。）としての四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園条例（昭和52年四市複合事務組合条例第9号。以下「条例」という。）第5条第1号に定める利用者負担において、当該サービスが、法定代理受領サービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり三山園に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る施設介護サービスをいう。）に該当する場合の入所者の費用負担につ

いては、当該利用料の一部として、条例第5条第1号により算定する額から三山園に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額とする。

- (1) 入浴介助
- (2) 排泄介助
- (3) 食事介助
- (4) 機能訓練
- (5) その他日常生活上の介助

2 条例第5条第1号の規定に基づき、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用で管理者が定める額は、次のとおりとする。

区分	居住に要する費用	食事の提供に要する費用
多床室（2人室・4人室）	1日につき855円	1日につき1,445円
個室	1日につき1,171円	

備考 居住に要する費用及び食事の提供に要する費用について、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定書」に記載されている負担限度額とする。

3 条例第5条第1号の費用負担のほか、次に掲げる費用は、入所者が自己負担する。

- (1) 入所者が選定する特別な食事に係る費用
- (2) 理美容に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものであって、その入所者に負担させることが適当と認める費用
(説明及び契約)

第8条 施行規則第5条の入所の申込み等があったときは、入所希望者又はその家族（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号の措置に係る入所にあつては、「当該措置を行う市町村」と読み替える。以下同じ。）に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制その他入所希望者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所希望者又はその家族の同意を得る。

2 前項の同意があったときは、三山園の入所について別に定める契約様式により契約を締結する。
(受給資格等の確認)

第9条 前条の契約に際しては、入所希望者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に法第87条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設介護サービスを提供するように努める。

(入退所)

第10条 入所希望者が入院治療を必要とする場合その他入所希望者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに行う。

2 入所希望者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

3 介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員等の協議により、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

4 入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 入所に際し、要介護認定を受けていない入所希望者について、要介護認定の申請が行われていない場合は、入所希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第12条 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(施設サービス計画の作成)

第13条 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

2 介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設介護サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設介護サービスの目標及びその達成時期、施設介護サービスの内容、施設介護サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

3 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明をし、同意を得た上で、当該計画を交付する。

4 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設介護サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設介護サービスの取扱方針)

第14条 三山園は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行う。

2 施設介護サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 三山園の職員は、施設介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4 施設介護サービスの提供に当たっては、当該入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。

5 三山園は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 三山園は、自らその提供する施設介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第15条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

2 入浴等については、入所者に適した方法により、週2回以上の入浴又は清拭を行う。

3 排せつについては、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、自立に向けて必要な援助を行う。この場合において、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつについては、適切に交換を行う。

4 前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行う。

(食事の提供)

第16条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮し、栄養ケア計画に基づき適切な時間に行う。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り、離床して食堂で行う。

3 入所者が選定する特別な食事を提供する。

(相談及び援助)

第17条 三山園は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第18条 三山園は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。
2 三山園は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
3 三山園は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第19条 三山園は、入所者の心身の状況等に応じた個別機能訓練実施計画に基づき、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第20条 三山園の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

2 三山園の医師は、入所者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳に必要な事項を記載する。

3 入所者の健康診断は、年2回行う。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第21条 入所者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び三山園に入所することができるものとする。

(入所者の守るべき事項)

第22条 入所者は、団体生活の秩序を保ち、相互の親和に努力するとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 外出又は外泊しようとするときは、外出・外泊許可申請書を記入し、施設長に届け出ること。
- (2) 外来者との面会は、施設長に届け出ること。
- (3) 火気の取扱いに注意し、自由炊事をしないこと。
- (4) 決められた場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 建物、設備、備品その他の器具を故意に損傷させ、又は備品その他の器具を持ち出さないこと。
- (6) 施設長及び職員の要請に応じること。
- (7) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。

(入所者に関する市町村への通知)

第23条 入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 現に施設介護サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要なときは、速やかに三山園の医師又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第25条 三山園は、火災、地震、風水害等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員並びに入所者及びその家族等に周知するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

(衛生管理等)

第26条 入所者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防ぐため、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うとともに、感染症又は食中毒の発生及びまん

延を防止するための指針を作成し、職員及び入所者に周知する。

(協力病院)

第27条 三山園の協力病院は、千葉県済生会習志野病院とする。

(秘密保持等)

第28条 三山園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 三山園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

3 三山園が、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(苦情処理)

第29条 三山園は、その提供する施設介護サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

(地域との連携等)

第30条 三山園の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第31条 入所者に対する施設介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 入所者に対する施設介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。ただし、三山園の責によらない事由による場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第32条 三山園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 三山園は、入所者に対する施設介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日訓令第1号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月31日訓令第3号)

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日訓令第5号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日訓令第2号)

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日訓令第1号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月30日訓令第1号)

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所特別養護老人ホーム三山園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園条例施行規則（平成12年四市複合事務組合規則第2号。以下「施行規則」という。）第11条の規定に基づき、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所特別養護老人ホーム三山園（以下「短期三山園」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 四市複合事務組合が設置及び管理する短期三山園は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営をもって、短期三山園を利用する要介護者又は要支援者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(基本方針)

第3条 指定短期入所生活介護は、要介護状態等となった場合にも、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の能力の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の心身機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定短期入所生活介護等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行うものとする。

(職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 短期三山園に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。ただし、これらは、指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三山園の職員が兼務することができるものとする。

職種	人員	職務内容
園長	1人	短期三山園の経営及び事業運営
シヨートステイ管理者	1人	短期三山園の職員の管理及び業務の管理
医師（嘱託）	1人以上	利用者の医療及び健康管理
介護支援専門員	1人以上	短期入所生活介護計画の作成等
生活相談員	1人以上	短期三山園の利用に係る調整及び相談
看護職員	4人以上	利用者の看護及び健康管理
介護職員	36人以上	利用者の自立支援及び日常生活の介護
管理栄養士	1人以上	利用者の栄養管理
機能訓練指導員	1人以上	利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練
事務員	1人以上	必要な事務
業務員	1人以上	施設管理及び運転等

(利用定員)

第5条 短期三山園の利用定員は、20人とする。

(利用定員の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三山園規程（平成12年四市複合事務組合訓令第2号）第2条に規定する入所者（以下「入所者」という。）のための居室のうち、入所者に利用されていない居室を利用者が利用する場合の利用定員の員数は、四市複合事

務組合特別養護老人ホーム三山園条例（昭和52年四市複合事務組合条例第9号。以下「条例」という。）第3条に規定する入所定員の員数から、入所者の人数を減じて得た員数とする。

（定員の厳守）

第7条 短期三山園は、前2条の利用定員を超えた利用者に対して同時に指定短期入所生活介護等を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（指定短期入所生活介護等の内容及び利用料）

第8条 指定短期入所生活介護等の内容は、次の各号に掲げるとおりとし、当該介護を提供した場合の利用料（施行規則第6条の利用負担金をいう。以下同じ。）としての条例第5条第2号に定める利用者負担において、当該介護が、法定代理受領サービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第6項又は第53条第4項の規定により法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費又は法第53条第1項に規定する介護予防サービス費が利用者に代わり短期三山園に支払われる場合の当該居宅介護サービス費又は介護予防サービス費に係る法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する場合の利用者の費用負担については、当該利用料の一部として、条例第5条第2号により算定する額から短期三山園に支払われる居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額を控除して得た額とする。

- (1) 入浴介助
- (2) 排泄介助
- (3) 食事介助
- (4) 機能訓練
- (5) その他日常生活上の介助

2 条例第5条第2号の規定に基づき、食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用で管理者が定める額は、次のとおりとする。

区分	滞在に要する費用	食事の提供に要する費用
多床室（2人室・4人室）	1日につき855円	朝食 380円
個室	1日につき1,171円	昼食 560円（おやつを含む。）
		夕食 505円

備考 滞在に要する費用及び食事の提供に要する費用について、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定書」に記載されている負担限度額とする。

3 条例第5条第2号の費用負担のほか、次に掲げる費用は、利用者が自己負担する。

- (1) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める額を越えて要した額）
- (2) 利用者が選定する特別な食事に係る費用
- (3) 理美容に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものであって、その利用者に負担させることが適当と認める費用

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市とする。

（説明及び契約）

第10条 施行規則第5条の入所の申込み等があったときは、利用希望者又はその家族（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号の措置に係る入所にあつては、「当該措置を行う市町村」と読み替える。以下同じ。）に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制その他利用希望者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用希望者又はその家族の同意を得る。

2 前項の同意があったときは、短期三山園の利用について別に定める契約様式により契約を締結する。

（受給資格等の確認）

- 第11条 前条の契約に際しては、利用希望者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。
- 2 前項の被保険者証に法第73条第2項又は第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護等を提供するように努める。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第12条 利用希望者に対し、自ら適切な指定短期入所生活介護等を提供することが困難である場合は、当該利用希望者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに行う。
- (要介護認定等の申請に係る援助)
- 第13条 利用に際し、要介護認定等を受けていない利用希望者について、要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用希望者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 居宅介護支援又は介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。
- (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)
- 第14条 利用に際し、利用希望者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第64条又は第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用希望者又はその家族に対し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護等の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。
- (保険給付の請求のための証明書の交付)
- 第15条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護等に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- (サービスの提供の記録)
- 第16条 指定短期入所生活介護等を提供した際には、その利用期間及び内容、当該指定短期入所生活介護等について、法第41条第6項又は第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額その他必要な事項を当該利用者の居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。
- (短期入所生活介護計画等の作成)
- 第17条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、日常生活全般の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成する。この場合において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている利用者については、当該計画の内容に沿った計画を作成する。
- 2 前項の短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合は、当該計画の内容等を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た上で、利用者に当該計画を交付する。
- (指定短期入所生活介護等の取扱方針)
- 第18条 短期三山園は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は利用者の介護予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿って、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 2 指定短期入所生活介護等を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、前条第1項に規定する短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

- 3 短期三山園の職員は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 5 短期三山園は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 短期三山園は、自らその提供する指定短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介護）

第19条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 入浴等については、利用者に適した方法により、週2回以上の入浴又は清拭を行う。
- 3 排せつについては、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、自立に向けて必要な援助を行う。この場合において、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつについては、適切に交換を行う。
- 4 前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行う。

（食事の提供）

第20条 食事の提供は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り、離床して食堂で行う。
- 3 利用者が選定する特別な食事を提供する。

（相談及び援助）

第21条 短期三山園は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（機能訓練）

第22条 短期三山園は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（健康管理）

第23条 短期三山園の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

- 2 短期三山園の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者が健康手帳を所持する場合には、当該手帳の所要のページに必要な事項を記載する。

（その他のサービスの提供）

第24条 短期三山園は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

（利用者の守るべき事項）

第25条 利用者は、団体生活の秩序を保ち、相互の親和に努力するとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 外出しようとするときは、外出許可申請書を記入し、ショートステイ管理者に届け出ること。
- (2) 外来者との面会は、ショートステイ管理者に届け出ること。
- (3) 火気の取扱いに注意し、自由炊事をしないこと。
- (4) 決められた場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 建物、設備、備品その他の器具を故意に損傷させ、又は備品その他の器具を持ち出さないこと。
- (6) ショートステイ管理者及び職員の要請に応じること。
- (7) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第27条 現に指定短期入所生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要なときは、速やかに主治の医師又は短期三山園の医師若しくは協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第28条 短期三山園は、火災、地震、風水害等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

(衛生管理等)

第29条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防ぐため、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うとともに、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための指針を作成し、職員及び利用者等に周知する。

(協力病院)

第30条 短期三山園の協力病院は、千葉県済生会習志野病院とする。

(秘密保持等)

第31条 短期三山園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 短期三山園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 短期三山園が、居宅介護支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(苦情処理)

第32条 短期三山園は、その提供する指定短期入所生活介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

(地域との連携等)

第33条 短期三山園の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第34条 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。ただし、三山園の責によらない事由による場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第35条 短期三山園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 短期三山園は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日訓令第2号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日訓令第4号）

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日訓令第6号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日訓令第3号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日訓令第2号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日訓令第1号）

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、四市複合事務組合同約（昭和45年千葉県指令第2160号）第3条第1号及び第2号の規定に基づき、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 組合は、老人デイサービスセンターを設置する。

2 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 四市複合事務組合三山園デイサービスセンター
- (2) 位置 船橋市三山2丁目3番2号（四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園内）

(事業)

第3条 四市複合事務組合三山園デイサービスセンター（以下「センター」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う。

(利用することができる者)

第4条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法第42条の2第1項に規定する要介護被保険者又は同法第54条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第5号に規定する介護扶助を受ける者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 老人福祉法第10条の4第1項第2号に掲げる措置が必要であると認められる者

(利用者負担)

第5条 センターを利用する者は、介護保険法第42条の2第2項第2号又は第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を納付しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月5日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例施行規則

四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例施行規則(平成16年四市複合事務組合規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例(平成16年四市複合事務組合条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 四市複合事務組合三山園デイサービスセンター(以下「センター」という。)に、次の職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) デイサービスセンター長
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員
- (5) 機能訓練指導員
- (6) その他必要な職員

2 前項に規定する職員(生活相談員及び介護職員を除く。)は、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園の職員がこれを兼務することができるものとする。

(職務)

第3条 園長は、センターの経営及び事業運営を行うため、所属職員を指揮監督し、デイサービスセンター長は、園長の命を受け、センターの職員の管理及び業務の管理を行う。

2 職員は、デイサービスセンター長の命を受け、それぞれ次に掲げる職務を行う。

- (1) 生活相談員 センターの利用に係る調整及び相談並びにデイサービス計画に関すること。
- (2) 介護職員 センター利用者の自立支援に資する介護に関すること。
- (3) 機能訓練指導員 センター利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める職務

(利用の手続)

第4条 条例第4条各号のいずれかに該当する者がセンターを利用しようとするときは、あらかじめ利用に関する申込書(別記様式)又は当該措置を行う市町村ごとに定める依頼書を管理者に提出しなければならない。

(利用者負担金の算定及び納付)

第5条 条例第5条のセンターを利用する者の費用負担は、1月ごとに算定するものとし、管理者が指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の費用負担に介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第2項第2号又は第54条の2第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める費用のうち食事の提供に要する費用で管理者が定める額を加算する。

(利用者の処遇等の実施)

第6条 センターは、介護保険法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づく船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年船橋市条例第56号。以下「船橋市指定地域密着型サービスに関する基準条例」という。)に基づき、認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービスを実施するものとする。

2 センターは、介護保険法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づく船橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年船橋市条例第57号。以下「船橋市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準条例」という。)に基づき、介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービスを実施するものとする。

(運営規程)

第7条 船橋市指定地域密着型サービスに関する基準条例第75条及び船橋市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準条例第28条に基づくセンターの運営規程は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第16号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式

三山園デイサービスセンター利用申込書

年 月 日

四市複合事務組合管理者 あて

利用者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

四市複合事務組合三山園デイサービスセンターを利用したいので、次のとおり申し込めます。

利用開始日	年 月 日		
連 絡 先	氏 名		続 柄
	住 所		
	電 話 番 号		
居宅介護支援事業所等			

四市複合事務組合三山園デイサービスセンター運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例施行規則（平成18年四市複合事務組合規則第7号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、四市複合事務組合三山園デイサービスセンター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 センターは、四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例（平成16年四市複合事務組合条例第3号。以下「条例」という。）第4条に掲げる者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「デイサービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 センターが行うデイサービスは、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話若しくは支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、又は利用者の生活機能の維持若しくは向上を目指すものとする。

2 センターが提供するデイサービスは、介護保険法、関係する厚生労働省令及び告示に定めるところにより実施するものとする。

(営業日及び営業時間等)

第4条 営業日、営業時間及びデイサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで（祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) サービス提供時間 午前10時から午後4時まで

(利用定員)

第5条 1日当たりの利用定員は、12人とする。

(定員の厳守)

第6条 センターは、前条の利用定員を超えた利用者に対して同時にデイサービスを提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の区域とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第8条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、()内の職種については、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園の職員が兼務することができるものとする。

職種	員数	職務内容
(園長)	1人	センターの経営及び事業運営
(デイサービスセンター長)	1人	センターの職員の管理及び業務の管理
生活相談員	1人以上	センターの利用に係る調整及び相談並びにデイサービス計画の作成
介護職員	3人以上	利用者が必要とする介護
(機能訓練指導員)	1人以上	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練
(その他必要な職員)	必要な員数	デイサービスの提供に必要な担当職務

(デイサービスの内容)

第9条 センターが行うデイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導 食事、入浴等について、利用者に応じた在宅生活の指導を行う。

- (2) 健康管理 利用者個人台帳を作成し、利用当日の健康チェックを行う。特に、来所時及び入浴前の検診を励行し、また、日中における利用者の状況観察を十分に行う。
 - (3) 機能訓練 日常の動作に支障のある利用者に対し、それぞれの利用者に応じた機能訓練を行う。
 - (4) レクリエーション及び趣味活動 教養娯楽サービスとして、利用者のためのレクリエーション行事等を行う。
 - (5) 送迎 利用者を自宅付近まで送迎できるよう計画を立て実施する。
 - (6) 入浴サービス 利用者の安全を十分に確保し、快適な入浴サービスを提供する。
 - (7) 食事サービス 栄養のバランス、利用者の嗜好等に配慮し、食事制限等がある場合は、普通食以外の食事を提供する。
- (利用料その他の費用の額)

第10条 前条に規定するデイサービスを提供した場合の利用料（規則第5条の利用負者担金をいう。以下同じ。）としての条例第5条に定める利用者負担において、デイサービスが、法定代理受領サービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第6項又は第54条の2第6項の規定により法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費又は法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わりセンターに支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費に係る法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する場合の利用者の費用負担については、当該利用料の一部として、条例第5条の規定により算定する額からセンターに支払われる地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額とする。

- 2 規則第5条第2項の規定に基づき、食事の提供に要する費用で管理者が定める額は、1回につき560円とする。
- 3 前2項の利用料のほか、次に掲げる費用は、利用者が自己負担とする。
 - (1) おむつ代 実費
 - (2) 前号に掲げるものの他、デイサービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
- 4 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及びその費用を説明した上で、利用者の同意を得るものとする。

(説明及び契約)

第11条 規則第4条の利用の申込み等があったときは、利用希望者又はその家族（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置に係る入所にあつては、「当該措置を行う市町村」と読み替える。以下同じ。）に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制その他利用希望者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用希望者又はその家族の同意を得る。

- 2 前項の同意があったときは、センターの利用について別に定める契約様式により契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 前条の契約に際しては、利用希望者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の3第2項又は第115条の13第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、デイサービスを提供するように努める。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 利用希望者に対し、自ら適切なデイサービスを提供することが困難である場合は、当該利用希望者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに行う。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第14条 利用に際し、要介護認定等を受けていない利用希望者について、要介護認定等の申請が行わ

れていない場合は、利用希望者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援又は介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第15条 利用に際し、利用希望者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第65条の4又は第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用希望者又はその家族に対し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、デイサービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第16条 法定代理受領サービスに該当しないデイサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したデイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（サービスの提供の記録）

第17条 デイサービスを提供した際には、その利用期間及び内容、当該デイサービスについて、法第42条の2第6項又は第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額その他必要な事項を当該利用者の居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

（認知症対応型通所介護計画等の作成）

第18条 利用者については、利用者の心身の状況、日常生活全般の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、デイサービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。この場合において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている利用者については、当該計画の内容に沿った計画を作成する。

- 2 前項の認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する場合は、当該計画の内容等を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た上で、利用者当該計画を交付する。

（デイサービスの取扱方針）

第19条 センターは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、デイサービスを妥当適切に行う。

- 2 デイサービスを行うに当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮しつつ、前条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 センターの職員は、デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 センターは、自らその提供するデイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（相談及び援助）

第20条 センターは、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（機能訓練）

第21条 センターは、利用者の心身の状況等に応じた個別機能訓練実施計画に基づき、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第22条 センターは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

(利用者の守るべき事項)

第23条 利用者は、団体生活の秩序を保ち、相互の親和に努力するとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 外出しようとするときは、外出許可申請書を記入し、園長に届け出ること。
- (2) 外来者との面会は、園長に届け出ること。
- (3) 火気の取扱いに注意し、たき火及び自由炊事をしないこと。
- (4) 決められた場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 建物、設備、備品その他の器具を故意に損傷させ、又は、備品その他の器具を持ち出さないこと。
- (6) 園長及び職員の要請に応じること。
- (7) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにデイサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 現にデイサービスの提供を行っているときに利用者の心身の状況に急変が生じた場合その他必要なときは、速やかに主治医又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第26条 センターは、その提供するデイサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(秘密保持等)

第27条 センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 センターの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 センターが、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(地域との連携等)

第28条 センターの運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第29条 利用者に対するデイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対するデイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、センターの責によらない事由による場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第30条 センターは、火災、地震、風水害等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

(衛生管理等)

第31条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防ぐため、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うとともに、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための指針を作成し、職員及び利用者に周知する。

(記録の整備)

第32条 センターは、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 センターは、利用者に対するデイサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第33条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、四市複合事務組合管理者が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日訓令第3号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月31日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の四市複合事務組合三山園デイサービスセンター運営規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月27日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日訓令第7号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日訓令第4号)

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月14日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日訓令第3号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月30日訓令第1号)

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。